

「直接金融市場に関する現行規制の点検について」(案)概要

◆ 契約締結前交付書面等の見直し

契約締結前交付書面について、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、顧客利便や環境への配慮等の観点から交付の合理化・効率化を図るとともに、複雑な商品等については顧客本位の説明等が確保されるようにする。

併せて、本書面や広告等の記載事項や方法を工夫し、より認識・理解しやすいものにするなど、情報技術の進展等に対応した顧客への情報提供のあり方について、市場関係者と連携しながら検討していく。

◆ 犯則調査における証拠収集・分析手続

犯則調査における電磁的記録等の証拠収集・分析の必要性を踏まえ、他法令の規定等を参考としつつ、金融商品取引法に必要な規定を整備する。

◆ 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制

我が国金融機関等が行う非清算店頭デリバティブ取引について、取引の一方当事者が倒産した場合の証拠金の清算に関し、関係法令において国際慣行に即した規定を整備する。

金融審議会 市場ワーキング・グループ
直接金融市場に関する現行規制の点検について（案）

平成 30 年 12 月●日

本報告は、直接金融市場における現行規制の点検事項について、本ワーキング・グループが審議した結果を取りまとめたものである。本報告に示された考え方を踏まえ、当局および関係者において、適切な制度整備が進められることを望みたい。

1. 契約締結前交付書面等の見直し

金融商品取引業者等は、契約の締結前に、業者の商号や契約の概要、手数料、リスク等を記載した書面をあらかじめ交付する必要がある。一方で、契約の締結前1年以内に同種内容の契約に関する本書面を交付している場合等、投資者の保護に支障を生ずることがない一部の場合には、交付の義務が免除されている。

このような規制を前提として、証券会社においては、交付漏れを防止しつつ円滑な受注を確保する実務上のニーズから、上場有価証券等に関する本書面を冊子にまとめ、すべての顧客に対し毎年1回交付する実務運用が存在しているが、顧客にとって必ずしも有益な情報提供の方法となっていない、との指摘がある。

このため、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、顧客利便や環境への配慮等の観点から本書面交付の合理化・効率化を図るとともに、複雑な商品等については顧客本位の説明等が確保されるようにすることが適当である。

併せて、本書面や広告等の記載事項や方法を工夫し、より認識・理解しやすいものにするなど、情報技術の進展等に対応した顧客への情報提供のあり方について、市場関係者と連携しながら検討していくことが望まれる。

2. 犯則調査における証拠収集・分析手続

近年の情報技術の進展等により、犯則調査において電磁的記録（例えば、パソコン接続サーバに保管されているデータ）等の証拠収集・分析を行う必要性が高まっている。

しかし、金融商品取引法には、刑事訴訟法や国税通則法等に導入されている電磁

的記録に係る差押え等の規定が整備されておらず、現在は、証券取引等監視委員会
が押収物たるパソコン等の外部にある電磁的記録の取得等を行う場合、任意の協力を
を求めるしかない状態となっている。

従って、犯則調査における証拠収集・分析手続について、他法令の規定等を参考
としつつ、金融商品取引法に必要な規定を整備することが適当である。

3. 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制

G20 カンヌ・サミット（平成 23 年 11 月）において、店頭デリバティブ取引のう
ち清算機関を通じて決済されない取引（非清算店頭デリバティブ取引）に関し、取
引当事者間で証拠金（担保）の授受を行うことを義務付ける規制の導入が合意され
た。これを受けて、我が国においても平成 28 年 9 月に同証拠金規制が導入されたと
ころであり、平成 32 年 9 月以降は同規制の適用対象が地銀・保険会社等にも広がる
見込みとなっている。

同証拠金規制においては、受領した当初証拠金について、相手側破たん時に即時
利用が可能な状態で分別管理することが求められているが、一方で、我が国の現行
法制の下では、クロスボーダー取引で慣行となっている質権構成による当初証拠金
の授受を行う場合、担保提供者に会社更生法が適用されると、担保受領者による実
行が制限されるリスク（会社更生法リスク）があり、その即時利用が必ずしも確保
されていないとの指摘がある。

そのため、決済における安定性を確保する観点から、関係法令において、国際慣
行に即した証拠金授受を一括清算の対象とするため必要な規定を整備することが適
当である。